

予算がなくなり次第、
受付を終わります！
早めに交付申請手続き
をしてください。



中小企業 振興対策 事業補助 のご案内

和泉市は

『さまざまな経営課題
にチャレンジしている
中小企業者』

を応援しています！

1. 研究・開発支援事業

補助の対象となる事業経費は、中小企業者等が開放機器等を使用したり、調査・研究を委託し、
又は試験研究を依頼したり、共同研究をした場合に、以下の機関での事業に要した費用

- ・大阪産業技術研究所
- ・大阪健康安全基盤研究所
- ・一般財団法人日本食品分析センター
- ・近畿職業能力開発大学校
- ・桃山学院大学
- ・大阪市立大学
- ・大阪府立大学

2. 工業所有権取得促進支援事業

補助の対象となる事業経費は、中小企業者が工業所有権申請に要した費用

- ・特許権
- ・実用新案権
- ・意匠権
- ・商標権

3. 人材育成支援事業

補助の対象となる事業経費は、事業主又は従業員が次の機関で行う研修等の修了に要した費用

- ・大阪産業技術研究所
- ・近畿職業能力開発大学校
- ・大阪府立高等職業技術専門学校（南大阪校、北大阪校、東大阪校、夕陽丘校）
- ・中小企業大学校
- ・一般社団法人大阪府技術協会
- ・大阪府立大学
- ・ポリテクセンター関西

それぞれの事業毎に

- ☆ 要した費用の半額を
一事業所あたり20万円まで補助します。(千円未満切捨)
- ☆ ただし、工業所有権は申請区分に応じて補助します。

お問合せは

和泉市 産業振興室 商工観光担当
和泉市産業振興プラザ

☎(0725)99-8123(直通)
☎(0725)58-7887

1. 研究・開発支援事業

◇対象者

- ・和泉市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者
- ・構成員の過半数が和泉市内に事業所を有し、1年以上の活動している中小企業交流団体

◇補助額

- ・一件につき要した費用の1/2以内
- ・同一年度中に一事業所または一交流団体あたり20万円以内（千円未満切り捨て）

◇申請書類

- ・和泉市中小企業振興対策事業補助金交付申請書兼請求書 ⊗

<添付書類>

- ・申請の事業内容の説明書 ⊗
- ・事業の実施に要した費用に係る領収書
- ・会社概要またはこれに準ずるもの ⊗

◇申請手続き

- ・事業終了後6ヶ月以内または年度末(3月末日)のいずれか早い方までに申請書類を提出

※過去に補助を受けた共同研究を反復・継続的に行っている場合は補助の対象外となります。

2. 工業所有権取得促進支援事業

◇対象者

- ・和泉市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者
- ・構成員の過半数が和泉市内に事業所を有し、1年以上の活動している中小企業交流団体

◇補助額

- ・工業所有権の区分に応じ、出願料の全額（印紙税相当額）、または審査請求料の一部
特許国際出願の場合は国際出願関係手数料（出願、調査、送付）（右下表のとおり）
ただし、同一年度中に一事業所あたり20万円以内

◇申請書類

- ・和泉市中小企業振興対策事業補助金交付申請書兼請求書 ⊗

<添付書類>

- ・特許庁発行の特許申請、実用新案申請、意匠申請または商標申請の受領書(写し)
- ・出願申請に係る手数料の証となるもの(領収書明細等)
- ・国際出願の場合は、PCT手数料計算用紙(願書付属書)等
- ・所定の補助金交付申請内容 ⊗
- ・会社概要またはこれに準ずるもの ⊗

◇申請手続き

- ・各工業所有権を申請した日から6ヶ月以内または

年度末(3月末日)のいずれか早い方までに申請書類を提出

工業所有権の区分及び補助額

工業所有権		対象経費	補助額
特許権	国内	出願料	全額(印紙税相当額)
		審査請求料	10万円以内
	国際	出願手数料	全額(印紙税相当額)
		調査手数料 送付手数料	
実用新案権		登録出願料	全額(印紙税相当額)
		登録料	出願時に同時に納付する(3年分)
意匠権		登録出願料	全額(印紙税相当額)
商標権		登録出願料	全額(印紙税相当額)

ただし、上記費用は特許庁が徴収する出願等に必要な手数料に限る。

3. 人材育成支援事業

◇対象者

- ・和泉市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者
- ・構成員の過半数が和泉市内に事業所を有し、1年以上の活動している中小企業交流団体

◇対象機関

- ・大阪産業技術研究所 ・近畿職業能力開発大学校 ・中小企業大学校 ・大阪府立大学
- ・大阪府立高等職業技術専門学校（南大阪校、北大阪校、東大阪校、夕陽丘校） ・一般社団法人大阪府技術協会
- ・ポリテクセンター関西

◇補助額

- ・受講料の半額（一事業所あたり20万円以内）（千円未満切り捨て）

◇申請書類

- ・和泉市中小企業振興対策事業補助金交付申請書兼請求書 ⊗

<添付書類>

- ・所定の研修実施機関の受講終了証明書 ・受講料領収書(写し)
- ・研修参加者が事業主または従業員であることを証するもの(雇用保険・社会保険関係書類等)
- ・会社概要またはこれに準ずるもの ⊗

◇申請手続き

- ・受講修了後6ヶ月以内または年度末(3月末日)のいずれか早い方までに申請書類を提出

⊗ 印の書類は和泉市ホームページからダウンロード可
HPアドレス <http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>

